

法務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出
の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成19年10月16日

法務省温室効果ガス排出削減実施計画推進本部決定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定。以下、「政府の実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、法務省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

なお、「法務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成17年5月26日付け事務次官決定）は、本日をもって廃止する。

記

法務省の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、平成18年度において13年度比で約7.4%削減しており、旧実行計画の7%削減目標を達成していることにかんがみ、目標年度である平成22年度から24年度までの総排出量の平均を平成13年度比で8.1%削減することを目標とし、以下の取組を行うこととする。この目標は、法務省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

1 対象となる事務及び事業

本実施計画の対象となる事務及び事業は、原則として、法務省が行うすべての事務及び事業を対象とする。

2 実施計画の期間等

実施計画は、平成19年度から平成24年度までの期間を対象とするものとし、その実施の状況、技術の進捗等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

(1) 低公害車の導入

ア 公用車については、低公害車の導入を図る。特に一般公用車については、低公害車比率100%を維持するとともに、一般公用車以外の公用車（特殊車両等を除く）についても、平成18年度末における低公害車比率26.8%を平成27年度までに100%まで高めるように努める。

イ 燃料電池自動車について導入を検討する。

ウ 車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優

先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

ア 公用車等の効率的利用等

車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離，燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。

待機時のエンジン停止の励行，不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。

有料道路を頻繁に利用する公用車について，ＥＴＣ車載器を設置する。

３メディア対応型の道路交通情報通信システム（ＶＩＣＳ）対応車載機を必要に応じて活用する。

タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。

ガソリンを満タンにしない。

通勤時や業務時の移動において，鉄道，バス等公共交通機関の利用を推進する。

毎月第一月曜日は，以下の場合を除き，公用車の使用を終日自粛するものとし，移動手段は徒歩，自転車又は公共交通機関によるものとする。

・警備上支障のある場合

例：大臣車，次官車，その他警備上特別の配慮を必要とする車両

・業務上支障のある場合

例：緊急業務，外国政府関係者の接受，その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合

来庁者に対しても低公害車の優先利用，自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

イ 公用車の台数の見直し

使用実態を精査し，公用車台数の見直しを行う。

(3) 自転車の活用

「霞が関自転車利用システム」（平成１１年２月）のさらなる活用を図るとともに地方支分部局等においても，自転車の共同利用を一層推進する。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア 省エネルギー型ＯＡ機器等の導入等

現に使用しているパソコン，ワープロ，コピー機等のＯＡ機器，電気冷蔵庫，ルームエアコン等の家電製品，蛍光灯等の照明器具等の機器について，旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的，重点的に進め，買換えに当たっては，エネルギー消費のより少ないものを選択するとともに，これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。また，機器の省エネルギーモードの設定の適用等により，使用面での改善を図る。

イ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め，買

換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

(5) 用紙類の使用量の削減

- ア コピー用紙，事務用箋，伝票等の用紙類の年間使用量について，各局部課単位など適切な単位で把握し，管理し，削減を図る。
- イ 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ウ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め，また，そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- エ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。
- オ 内部で使用する各種資料をはじめ，閣議，審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また，不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については，再使用，再生利用の徹底を図る。
- カ 使用済み用紙の裏紙使用の徹底を図る。
- キ 使用済み封筒の再使用など，封筒使用の合理化を図る。
- ク A4判化の徹底による文書の一層のスリム化を図る。
- ケ 温室効果ガスの排出削減の観点から，ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため，電子メール，庁内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。

(6) 再生紙などの再生品や木材の活用

ア 再生紙の使用等

購入し，使用するコピー用紙，けい紙・起案用紙，トイレットペーパー等の用紙類については，再生紙の使用を進める。

印刷物については，再生紙を使用するものとする。また，その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努める。

イ 木材，再生品等の活用

購入し，使用する文具類，機器類，制服・作業服等の物品について，可能な限り再生材料から作られたものを使用する。

間伐材，小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を可能な限り使用する。

初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には，リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

(7) ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

庁舎等の公共施設の冷蔵庫，空調機器及び公用車のカーエアコンの購入，交換に当たっては，代替物質を使用した製品や，HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。

エアゾール製品を使用する場合には、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ 電気機械器具からの六フッ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力六フッ化硫黄（SF₆）の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

(8) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品，原材料等の選択

物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品，原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。

環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を極力図る。

資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。

購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。

燃焼設備の改修に当たっては、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。

重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。

さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り、平成24年度末までに重点的に、設備・機器の改修、運用改善を行う。

イ 製品等の長期使用等

その事務として、容器包装を利用する場合には、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。

詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。

庁舎内の売店等におけるレジ袋の使用や使い捨ての容器包装による販売の自粛を呼び掛ける。

机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。

部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種への変更を行い、機種及び設置台数の見直しを通じ、省エネルギー化を促すとともにオゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器への変更を進める。また、コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択，購入を図る。また，リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

オ メタン（ CH_4 ）及び一酸化二窒素（ N_2O ）の排出の抑制

エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。

庁舎から排出される生ごみ等については，極力，直接埋立の方法により処理しないよう，分別や再利用，適正処理を実施するとともに，廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

4 建築物の建築，管理等に当たっての配慮

(1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底

建築物を建築する際には，温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。

(2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

ア 既存の建築物において省エネルギー診断を主としたグリーン診断の推進を図り，さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう，可能な限り，重点的に，設備・機器の導入，設備等改修，運用改善を行う。

イ 中央合同庁舎第6号館庁舎の電気使用量及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量を削減し，それに伴う温室効果ガスの排出量を，平成13年度比で平成22年度から平成24年度までの期間に平均で10%低減させる目標を立てるとともに，その達成に努める。

ウ 中央合同庁舎第6号館については，既に実施済みのE S C O事業導入の簡易診断の結果，適切な省エネルギー改修や運用対策を行っているところ，更なる省エネルギーの可能性を精査するため，その他の建物については先進的な成果事例を取り入れるように努める。

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

ア 建設資材については，再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに，コンクリート塊等の建設廃材，スラグ，廃ガラス等を路盤材，タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また，支障のない限り混合セメントの利用に努める。

イ 断熱性能向上のため，屋根，外壁等への断熱材の使用や，断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に建築物の遮断性能に大きな影響を及ぼす窓については，複層ガラスや二重窓，遮光フィルム，窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など断熱性能の向上に努める。

ウ 建築物の建築等に当たっては支障のない限り再生産可能な資源である木材の利用に努める。

エ 安全性，経済性，エネルギー効率，断熱性能等に留意しつつ，ハイドロフルオロカーボン（H F C）を使用しない建設資材の利用を促進する。

オ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損

失の低減を促進する。

カ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を極力図る。

(4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

ア 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。

イ このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。

(5) 冷暖房の適正な温度管理

庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は20度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。

(6) 新エネルギーの有効利用

ア 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、燃料電池、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等の新エネルギーを活用した設備を導入する。

イ このため、庁舎や公務員宿舎に燃料電池、太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房機器やボイラー等を可能な限り幅広く導入する。

ウ 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、これに参加するよう努める。

エ 建築物の規模・用途等を検討し、コージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。

(7) 水の有効利用

ア 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。

イ 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。

ウ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。

エ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

(8) 太陽光発電の導入及び建物の緑化の整備方針

ア 新築の庁舎における整備

新築の庁舎については、太陽光発電の導入及び建物の緑化を図る。

イ 既存の庁舎における整備

既存の庁舎については、その位置、規模及び構造を総合的に判断し、太陽光発電の導入及び建物の緑化を図る。

ウ 太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する整備計画

政府の実行計画第四の2(8)、政府の実行計画の実施要領2(8)及び

「太陽光発電の導入及び建物の緑化に係る整備の考え方について」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会幹事会申合せ）に基づき、法務省における太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する整備計画は以下のとおりとする。

既存庁舎において、既に423kWの太陽光発電及び5,125㎡の建物の緑化を整備済みであるが、計画期間である平成19年度から平成24年度までに、法務省の本府省、地方支分部局等において、追加的に1,615kWを目途として太陽光発電を導入するとともに、追加的に16,438㎡を目途として建物の緑化を行うこととする。これらの整備に当たっては、以下のスケジュールを目安として進めることとする。

なお、今後、耐震診断により耐震安全性が確認できた庁舎及び耐震改修により耐震性能が確保された庁舎のうち、耐震性能以外の条件に不都合がないものについては、下記計画に加えて太陽光発電又は建物緑化を実施することとする。

太陽光発電の導入スケジュールの目安（単位：kW）

	19～20年度	21～24年度	計
新築の庁舎	260	110	370
既存の庁舎	215	1,030	1,245
本府省	0	0	0
地方支分部局等	215	1,030	1,245
計	475	1,140	1,615

建物の緑化の整備スケジュールの目安（単位：㎡）

	19～20年度	21～24年度	計
新築の庁舎	612	2,951	3,563
既存の庁舎	1,700	11,175	12,875
本府省	0	0	0
地方支分部局等	1,700	11,175	12,875
計	2,312	14,126	16,438

(9) その他

ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。

合板型枠については、一層の効率的・合理的利用や使用削減など施工を合理化する工法の選択を発注者として促す。

出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。

建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。

建設業に係る指定副産物の新規用途の開発に努める。

建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について，インバータ装置の導入を図る。

エレベーターの運転の高度制御，省エネルギー型の照明機器の設置，空調の自動制御設備について，規模・用途に応じて検討し，整備を進める。

可能な限り反射板の取り付けにより照明の照度の向上に努める。

白熱灯の蛍光灯への切替えを極力図る。

屋外照明器具の設置に当たっては，上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。

所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は，再生利用を行い，廃棄物としての排出の削減を図る。

休閑地については緑化に努めるなど適正な維持管理を図り，ごみの不法投棄を防ぐ。

ウ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

施設や機器の効率的な運用に資する制御装置等の補助的設備の導入を図る。

エ 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても，高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については，率先的導入に努めるものとする。

5 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

以下の手段等を通じ，電気，ガス及びガソリン，灯油その他の石油燃料の消費を年々逡減させる。

○ A 機器，家電製品及び照明については，適正規模のものの導入・更新，適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに，スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。

夏季における執務室での服装について，暑さをしのぎやすい軽装を励行する。

冷暖房中の窓，出入口の開放禁止を徹底する。

発熱の大きい○ A 機器類の配置を工夫する。

深夜残業のための点灯時間の縮減及び職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって，水曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。このため，水曜日の午後5時以降は，主催会議の中止を進める。

職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって，有給休暇の計画的消化の一層の徹底，事務の見直しにより，夜間残業の削減を図る。

昼休みは，業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また，夜間における照明も，業務上必要最小限の範囲で点灯することとし，それ以外は消灯を徹底する。

トイレ，廊下，階段等での自然光の活用を図る。

職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を進める。

給湯器へのエコマイザーの導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図る。

庁舎に、施設規模等に応じてCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。

冷蔵庫の効率的使用を図る。

庁舎の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を導入する。

イ 庁舎における節水等の推進

家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。

必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。

水栓には、必要に応じ節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定するなどして、毎年度の水道使用量を平成14年度の水準以下に抑える。

水漏れ点検の徹底を図る。

公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。

必要に応じ、食器洗い機を導入する。

(2) ごみの分別

ア 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。

イ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。

ウ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。

エ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

以下の手段等を通じ、廃棄物の発生重量を平成14年度の水準以下に抑える。

ア その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。

イ 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。

ウ 紙の使用量の抑制を図る。(再掲)

エ リサイクルルート確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。

オ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。(再掲)

カ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。(再掲)

キ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。(再掲)

ク 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。(再掲)

ケ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。

- コ コピー機，プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- サ 厨房を使用する職員等へ呼びかけ，庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。
- シ 食べ残し，食品残渣などの有機物質について，再生利用を行う。
- ス 庁舎から排出される生ごみ等については，極力直接埋立の方法により処理しないよう，分別や適正処理を実施するとともに，廃棄物処理業者に対し発注者として促す。（再掲）
- セ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には，適正に処理されるよう努める。
- ソ 物品の在庫管理を徹底し，期限切れ廃棄等の防止に努める。

(4) 被収容者への啓もう活動

矯正施設に収容されている被収容者に対し，日常生活におけるゴミの分別等の指導を通じて，環境意識を啓もうする。

6 職員に対する研修等

(1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供，情報提供

- ア 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- イ 新規採用職員等に対する研修において，環境意識を啓もうするためのカリキュラムを盛り込む。
- ウ 庁内誌，パンフレット，庁内LAN等により，再生紙等の名刺への活用，計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など，職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し，必要な情報提供を行う。
- エ 地球温暖化対策に関するシンポジウム，研修会への職員の積極的な参加を図られるよう便宜を図る。
- オ 途上国からの地球温暖化対策に関する研修生等に対し積極的に対応する。

(2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

- ア 国が主唱する環境関係の諸行事（「私のチャレンジ宣言」，「環境家計簿」等）において，地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加に便宜を図る。
- イ 希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的参加が進められるよう，休暇をとりやすい環境づくりを一層進める等必要な便宜を図る。

(3) その他

- ア 昼休みの一斉消灯など「省CO₂行動ルール」を策定し，実施する。
- イ また，庁内放送等を利用し，定期的に職員に対して，同ルール実施について周知する。
- ウ 職員から省CO₂化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し，効果的なものを実行に移す。

7 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

実施計画の推進のため，法務省温室効果ガス排出削減実施計画推進本部（以下

「推進本部」という。)を設け、その運営等について次のように定める。

(1) 推進本部の体制

ア 本部長は、大臣官房長をもって充てる。

イ 副本部長は、大臣官房審議官(総合政策統括担当)、大臣官房秘書課長、同人事課長、同会計課長、同施設課長及び厚生管理官をもって充てる。

ウ 委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、本部長は、臨時に委員を指名することができる。

民事局総務課長

刑事局総務課長

矯正局総務課長

保護局総務課長

入国管理局総務課長

法務総合研究所総務企画部付

公安調査庁総務課長

(2) 推進本部の業務

推進本部は、次に掲げる業務を行う。

ア 実施計画の改定案の作成に関する事。

イ 実施計画の推進に関する事。

ウ 実施計画の点検及びその公表に関する事。

8 削減計画

別紙のとおり

【法務省全体】

		平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標		
(単位)					(13年度比)		
公用車燃料	t-CO2	7,581.22	8,075.93	7,830.58	7,116.55	-6.1%	
施設のエネルギー使用	t-CO2	316,372.93	305,183.04	293,864.28	291,968.10	-7.7%	
	電気	t-CO2	119,615.10	134,004.09	128,221.36	127,986.13	7.0%
	(電気使用量)	kwh	311,637,892	346,033,778	333,657,665	321,468,727	3.2%
	電気以外	t-CO2	196,841.74	171,178.95	165,642.89	163,981.99	-16.7%
その他	t-CO2	4,104.15	91.10	2,205.78	2,168.02	-47.2%	
合計	t-CO2	328,142.21	313,350.07	303,900.61	301,252.69	-8.1%	

【本省】

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標		
						(13年度比)	
公用車燃料	t-CO2	158.24	136.54	111.60	111.20	-29.7%	
施設のエネルギー使用	t-CO2	5,112.36	4,546.57	4,704.06	4,151.36	-18.8%	
	電気	t-CO2	3,598.17	3,357.33	3,707.84	2,905.16	-19.3%
	(電気使用量)	kwh	9,518,964	8,880,788	9,651,858	7,844,007	-17.6%
	電気以外	t-CO2	1,514.19	1,189.24	996.22	1,246.20	-17.7%
その他	t-CO2	0.00	0.00	0.00	0.00	-	
合計	t-CO2	5,270.60	4,683.11	4,815.65	4,262.56	-19.1%	

主な削減対策と削減量 (平成13年度比)

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

- ・電気設備等の更新に当たり、省エネルギー型の設備を導入する。 642.25 t-CO2
- ・公用車にアイドリングストップ装置やVICS対応車載器を設置する。 4.17 t-CO2
- ・公用車の購入に際しては、低公害車の導入を図る。 11.90 t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・庁舎内の温度管理を徹底する。 133.47 t-CO2
- ・公用車の燃費管理等を徹底する。 30.97 t-CO2
- ・事務機器、照明のこまめな消灯を行う。 109.35 t-CO2
- ・エレベータ等の省エネルギー運転を行う。 50.69 t-CO2

(3) その他

- ・温室効果ガス排出が相対的に少ない燃料等を利用する。 25.24 t-CO2

【法務局・地方法務局】

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標		
						(13年度比)	
公用車燃料	t-CO2	1,828.71	1,729.40	1,573.46	1,755.05	-4.0%	
施設のエネルギー使用	t-CO2	45,228.29	43,599.62	36,786.33	41,575.15	-8.1%	
	電気	t-CO2	33,335.43	32,918.39	28,743.86	32,453.23	-2.6%
	(電気使用量)	kwh	88,188,973	86,205,542	75,294,799	75,168,332	-14.7%
	電気以外	t-CO2	11,944.98	10,681.23	8,042.48	9,121.92	-23.6%
その他	t-CO2	6.59	51.12	4.14	4.33	-34.3%	
合計	t-CO2	47,115.71	45,380.14	38,363.93	43,334.53	-8.0%	

主な削減対策と削減量(平成13年度比)

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

・公用車にETC車載機を導入する。 73.66 t-CO2

・OA機器・電気機器の購入に当たり、省エネルギー型の機器を購入する。 88.22 t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

・空調機の適正な温度管理によりエネルギー使用量の削減を図る。 2,825.32 t-CO2

・事務用パソコン・コピー機の未使用時の電源オフ及び不要箇所の消灯により電気使用量の削減を図る。 793.98 t-CO2

推進体制

(1) 対策の実施責任者は、各法務局・地方法務局会計課長とする。

(2) 法務局・地方法務局会計課長は、対策の徹底を図るため、会議において対策の徹底について伝達する。

【検察庁】

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標		
						(13年度比)	
公用車燃料	t-CO2	1,195.81	1,178.64	1,222.41	600.00	-49.8%	
施設のエネルギー使用	t-CO2	29,022.94	25,940.45	23,876.54	27,213.00	-6.2%	
	電気	t-CO2	20,091.13	18,439.16	17,842.53	18,996.00	-5.5%
	(電気使用量)	kwh	48,590,959	48,653,048	45,870,202	46,000,000	-5.3%
	電気以外	t-CO2	8,931.81	7,501.28	6,034.01	8,217.00	-8.0%
その他	t-CO2	7.80	10.14	40.14	10.00	28.2%	
合計	t-CO2	30,226.55	27,129.22	25,139.09	27,823.00	-8.0%	

主な削減対策と削減量(平成13年度比)

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

・電気機器の更新に当たり、省エネルギー型の機器を積極的に購入する。 0.00 t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

・冷暖房等の空調の省エネルギー運転(停止を含む。)及び必要に応じたエレベータの使用制限を行う。 1,809.94 t-CO2

・OA機器,照明スイッチの適正な管理を行う。 593.61 t-CO2

推進体制

(1) 対策の実施責任者は、各検察庁会計課長とする。

(2) 検察庁会計課長は、温室効果ガス削減目標の達成に向け、毎月、光熱水料の使用量を全職員にメールで伝達し、一層の協力を求める。

【矯正管区】

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標		
						(13年度比)	
公用車燃料	t-CO2	3,394.57	3,150.32	3,094.33	3,094.33	-8.8%	
施設のエネルギー使用	t-CO2	220,570.77	211,971.37	211,363.88	204,487.12	-7.3%	
	電気	t-CO2	51,829.92	65,665.70	65,447.94	63,318.58	22.2%
	(電気使用量)	kwh	137,116,197	173,718,786	173,142,702	167,509,475	0
	電気以外	t-CO2	168,740.85	146,305.67	145,915.93	141,168.54	-16.3%
その他	t-CO2	3,988.11	2,406.11	2,135.72	2,135.72	-46.4%	
合計	t-CO2	227,953.45	215,121.69	216,593.93	209,717.17	-8.0%	

主な削減対策と削減量(平成13年度比)

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

・OA機器・電気機器の購入に当たり、省エネルギー型の機器を購入する。 1,554.90 t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

・庁舎内の冷暖房温度の適正管理、昼休み中の消灯、定期的な機器の清掃を実施する。 4,606.52 t-CO2

・収容施設の入浴について、温度・沸かし時間の徹底管理を行い、また、炊事については、献立を工夫して 19,135.27 t-CO2
効率のよい調理方法に努めることで、調理時間の短縮により、ガスの使用量の抑制を図る。

・公用車の燃費の適正管理と効率的な利用を行う。 300.24 t-CO2

(3) その他(農業関連)

1,852.39 t-CO2

推進体制

(1) 各庁において、削減対策の実施責任者を指定し、対策の徹底を図るため、すべての課の責任者で構成される委員会を設置するなどし、削減への取組を検討するとともに、全職員への周知徹底を図る。

(2) 各庁の用度課又は庶務課において、毎月、電気・ガスの使用量を基にCO2排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員に伝達する。

【地方更生保護委員会】

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
						(13年度比)
公用車燃料	t-CO2	57.80	81.50	102.51	95.00	64.4%
施設のエネルギー使用	t-CO2	3,021.70	3,149.45	3,101.42	2,740.70	-9.3%
電気 (電気使用量)	t-CO2	1,891.36	2,062.14	2,143.42	1,825.71	-3.5%
	kwh	4,949,787	5,296,726	5,088,216	4,504,306	-9.0%
電気以外	t-CO2	1,130.33	1,087.31	958.01	914.99	-19.1%
その他	t-CO2	2.66	0.00	0.00	0.00	-
合計	t-CO2	3,082.15	3,230.95	3,203.94	2,835.70	-8.0%

主な削減対策と削減量(平成13年度比)

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

- ・省エネルギー型のOA機器・電気機器を購入する。 20.00 t-CO2
- ・照明のインバータ化を図る。 8.00 t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・不要な照明の消灯を徹底する。 4.00 t-CO2
- ・冷暖房等の空調の省エネルギー運転を行う。 251.65 t-CO2
- ・公用車の走行距離・燃費の適正管理と効率的な利用を行う。 37.20 t-CO2

推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、各委員会総務課長とし、対策の徹底を図るため、各課1名ずつの委員で構成される対策委員会を設置する。
- (2) 各委員会総務課において、毎月、電気・ガスの使用量を基にCO2排出量及び目標達成の見込みを把握し、対策委員会に報告するとともに、全職員に伝達する。

【地方入国管理局】

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標		
						(13年度比)	
公用車燃料	t-CO2	407.82	814.88	924.57	831.41	103.9%	
施設のエネルギー使用	t-CO2	5,406.85	7,562.19	6,699.55	4,590.32	-15.1%	
	電気	t-CO2	3,623.74	5,767.47	5,196.35	3,619.72	-0.1%
	(電気使用量)	kwh	9,586,624	12,490,918	11,343,832	7,890,291	-17.7%
	電気以外	t-CO2	1,783.11	1,794.73	1,503.19	970.61	-45.6%
その他	t-CO2	98.99	28.59	24.37	17.06	-82.8%	
合計	t-CO2	5,913.66	8,405.67	7,648.49	5,438.80	-8.030%	

主な削減対策と削減量(平成13年度比)

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

・公用車の購入に当たり、低公害車の導入を図る。 168.17 t-CO2

・OA機器・電気機器を購入に当たり、省エネルギー型の機器 2.61 t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

・庁舎内における冷暖房温度の徹底管理を行う。 813.91 t-CO2

・公用車の走行距離・燃費の適正管理と効率的な利用を行う。 591.76 t-CO2

・保有船舶の航行距離・燃費の適正管理と効率的な利用を行う。 81.93 t-CO2

推進体制

(1) 対策の実施責任者は、法務省入国管理局総務課長とし、対策の徹底を図るため、各地方入国管理官署にCO2削減対策委員会(仮称)を設置する。当該委員会は、毎月、電気・ガスの使用量を基にCO2排出量及び目標達成の見込みを把握し、実施責任者に報告する。

(2) 実施責任者は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加及びソフト対策の強化を指示する。

(3) 庁舎を新たに建設又は増設した庁(予定庁)は、東京入国管理局(平成14年度)、東京入国管理局成田空港支局(平成18年度)、大阪入国管理局(平成19年度)、名古屋入国管理局(平成20年度)、東京入国管理局横浜支局(平成21年度)、東京入国管理局羽田空港出張所(平成22年度)である。

〔入国者収容所〕

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標		
					(13年度比)		
公用車燃料	t-CO2	55.96	76.15	73.69	66.30	18.5%	
施設のエネルギー使用	t-CO2	2,595.98	3,457.80	2,757.15	2,372.03	-8.6%	
	電気	t-CO2	1,478.32	2,135.00	1,662.82	1,413.40	-4.4%
	(電気使用量)	kwh	3,910.905	4,758.015	4,399.002	3,739.152	-4.4%
	電気以外	t-CO2	1,117.66	1,322.80	1,094.32	958.63	-14.2%
その他	t-CO2	0.00	1.25	1.03	0.91	-	
合計	t-CO2	2,651.94	3,535.20	2,831.87	2,439.24	-8.02%	

主な削減対策と削減量 (平成13年度比)

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

- ・公用車の購入に当たり、低公害車の導入を図る。 2.06 t-CO2
- ・OA機器・電気機器を購入に当たり、省エネルギー型の機器を購入する。 57.13 t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・庁舎内における冷暖房温度の徹底管理を行う。 166.82 t-CO2
- ・公用車の走行距離・燃費の適正管理と効率的な利用を行う。 12.40 t-CO2
- ・作業用機械の燃料の適正管理と効率的な利用を行う。 0.91 t-CO2

推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、法務省入国管理局総務課長とし、対策の徹底を図るため、各地方入国管理官署にCO2削減対策委員会(仮称)を設置する。当該委員会は、毎月、電気・ガスの使用量を基にCO2排出量及び目標達成の見込みを把握し、実施責任者に報告する。
- (2) 実施責任者は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加及びソフト対策の強化を指示する。
- (3) 東日本入国管理センターは平成15年度に増設した。

【法務総合研究所】

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標		
						(13年度比)	
公用車燃料	t-CO2	14.08	13.98	10.32	10.35	-26.5%	
施設のエネルギー使用	t-CO2	2,377.17	2,405.58	2,162.55	2,178.57	-8.4%	
	電気	t-CO2	1,815.32	1,863.82	1,688.79	1,700.13	-6.3%
	(電気使用量)	kwh	4,612,260	4,930,736	4,467,704	4,497,704	-2.5%
	電気以外	t-CO2	561.85	541.76	473.75	478.45	-14.8%
その他	t-CO2	0.00	0.00	0.04	0.00	-	
合計	t-CO2	2,391.25	2,419.56	2,172.91	2,188.93	-8.5%	

主な削減対策と削減量 (平成13年度比)

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

- ・人感センサーを設置する。 37.17 t-CO2
- ・照明反射板を設置し、蛍光灯のHi化を実施する。 56.70 t-CO2
- ・省エネルギー対策がされている電気機器に更新する。 13.40 t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・公用車の運行の削減に努める。 3.73 t-CO2
- ・昼休み等に不必要な照明を消灯する。 1.32 t-CO2
- ・冷暖房の設定温度を見直し、運転時間を削減、寮における入浴時間を短くする。 90.00 t-CO2

推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、総務企画部付とし、対策の徹底を図るため、総務企画部の総務課長、企画課長、各首席専門官、各統括専門官で構成される委員会を設置する。
- (2) 総務課において、毎月、電気・ガスの使用量を基にCO2排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- (3) 総務企画部付は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部、各事務部門にソフト対策の強化を指示する。

【矯正研修所】

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
					(13年度比)	
公用車燃料	t-CO2	5.55	2.91	2.91	2.91	-47.6%
施設のエネルギー使用	t-CO2	1,186.82	1,089.90	1,056.53	1,056.53	-11.0%
電気	t-CO2	769.29	749.53	737.88	737.88	-4.1%
(電気使用量)	kwh	2,035,152	1,982,880	1,952,060	1,952,060	-4.1%
電気以外	t-CO2	417.53	340.37	318.65	318.65	-23.7%
その他	t-CO2	0.00	0.00	0.00	0.00	-
合計	t-CO2	1,192.37	1,092.81	1,059.44	1,059.44	-11.1%

主な削減対策と削減量 (平成13年度比)

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

・OA機器・電気機器の購入に当たり、省エネルギー型の機器を購入
する 23.08 t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

・教室等の冷暖房温度の適正管理、休憩時間中の消灯、定期的な機器の清掃を実施
する 29.21 t-CO2

・研修員の入浴について、温度・沸かし時間の徹底管理を行い、また、炊事については、献立を工夫して効率のよい調理方法に努めることで、調理時間の短縮により、ガスの使用量の抑制を図る。 78.00 t-CO2

・公用車の燃費の適正管理と効率的な利用を行う。 2.64 t-CO2

推進体制

(1) 削減対策の実施責任者を指定し、対策の徹底を図るため、研修員も含んだ削減への取組を検討するとともに、全職員への周知徹底を図る。

(2) 庶務課において、毎月、電気・ガスの使用量を基にCO2排出量及び目標達成の見込みを把握し、全職員に伝達することで節電、節水等への意識の高揚を図る。

【公安調査局】

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
					(13年度比)	
公用車燃料	t-CO2	462.70	891.60	714.78	550.00	18.9%
施設のエネルギー使用	t-CO2	1,881.83	1,460.10	1,356.27	1,603.32	-14.8%
	電気	1,182.41	1,045.55	1,049.93	1,016.32	-14.0%
	(電気使用量)	3,128,070	2,437,267	2,447,290	2,363,400	-24.4%
	電気以外	699.42	414.55	306.33	587.00	-16.1%
その他	t-CO2	0.00	0.00	0.34	0.00	-
合計	t-CO2	2344.53	2351.70	2071.39	2153.32	-8.2%

主な削減対策と削減量 (平成13年度比)

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

・公用車の購入に際しては、低公害車の導入を図る。

22.1 t-CO2

・OA機器・電気機器の購入に当たり、省エネルギー型の機器を購入する。

132.89 t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

・公用車の利用に際しては、可能な限り公共交通機関の利用に努める。

17.75 t-CO2

・昼休み時における消灯の推進及び直近階への移動時の階段利用の推進を積極的に図る。

33.21 t-CO2

(3) その他

・業務量増大による公用車利用の増加

127.15 t-CO2

・施設において、温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料等に変更する。

112.42 t-CO2

推進体制

(1) 対策の実施責任者は、各公安調査局総務部長とし、対策の徹底を図るため、各部の課長クラスで構成される「温室効果ガス削減対策委員会」を設置する。

(2) 各公安調査局総務部会計課において、毎月、電気・ガスの使用量を基にCO2排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員に伝達する。

(3) 各公安調査局総務部長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、ハード対策及びソフト対策の強化を指示する

[中央合同庁舎6号館]

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
						(13年度比)
公用車燃料	t-CO2					
施設のエネルギー使用	t-CO2	14,960.25	13,062.51	12,714.55	13,430.94	-10.2%
電気 (電気使用量)	t-CO2	10,849.96	9,790.10	9,526.33	9,516.61	-12.3%
	kwh	28,703,587	25,899,740	25,201,940	25,860,346	-9.9%
電気以外	t-CO2	4,110.29	3,272.41	3,188.22	3,914.33	-4.8%
その他	t-CO2		0.00	0.00	0.00	-
合計	t-CO2	14,960.25	13,062.51	12,714.55	13,430.94	-10.2%

主な削減対策と削減量 (平成13年度比)

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

- ・空調機の断続運転制御システムの導入する。 216.49 t-CO2
- ・蒸気バルブの断熱強化を行う。 29.86 t-CO2
- ・電気設備等の更新に当たり、省エネルギー型の設備を導入する。 826.13 t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・共用部分(廊下等)及び地下駐車場の照明を半灯とする。 139.22 t-CO2
- ・エレベータの運転基数を削除する。 80.29 t-CO2
- ・適正な室温の維持・管理等 237.32 t-CO2

推進体制

(1) 対策の実施責任者は、法務省大臣官房会計課長とし、その目標達成を徹底するため、定期的に、各入居庁の責任者等で構成される「中央合同庁舎第6号館入居庁連絡会議」を開催する。

(2) 「中央合同庁舎第6号館入居庁連絡会議」等において、電気・ガスの使用量を基にCO2排出量及び目標達成の見込みに係る情報を共有することとし、入居庁の所属職員に各種温室効果ガス削減対策等の取組の徹底を周知する。